

市内有料老人ホーム 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

有料老人ホーム情報公表の方法及び重要事項説明書の様式変更について（通知）

日頃は、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標題の件につきまして、関係者の皆様にお知らせします。

有料老人ホームの情報については、老人福祉法第 29 条第 11 項において、都道府県知事等に報告することとされ、また、同第 12 項において、都道府県知事等は、報告された事項を公表しなければならないとされています。名古屋市では、現在「有料老人ホーム情報公表一覧」を各施設に作成いただき、NAGOYAかいごネットにて公表しております。

先般より、厚生労働省は、全国の有料老人ホームの検索が容易となるよう、新たに介護サービス情報公表システムの生活関連情報に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を追加し、有料老人ホームの情報公表において、その積極的な活用を推奨しています。つきましては、名古屋市におきましても、今年度中に上記システムにて市内各事業所の情報を公表することを予定しております。

上記システムに各事業所の情報を登録するためには、「登録様式（Excel 様式）」を作成していただく必要があります。当該様式は、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（以下、「標準指導指針」という。）の別紙様式「重要事項説明書」の項目が網羅されているため、そのまま重要事項説明書としてもご利用いただけます。よって、今後の情報公表の方法及び「名古屋市有料老人ホーム重要事項説明書」の様式を次のとおりに変更します。

## 1 有料老人ホームの情報公表について

### (1) 今後の情報公表について

現在「有料老人ホーム情報公表一覧」を各施設に作成いただき、NAGOYAかいごネットに掲載しておりましたが、上記のとおり、情報公表システムにて市内各事業所の情報を公表する予定です。

令和 5 年度有料老人ホームに関する定期的な調査（時期未定）において各事業所から重要事項説明書等をご提出いただき、名古屋市にて取りまとめたうえで、上記システムに事業所情報を登録・公表します。

定期的な調査の詳細については、本通知の「3 新様式での提出依頼について（時期未定）」をご参照ください。

### (2) 有料老人ホーム情報の掲載場所

各事業所の情報は、介護サービス情報公表システムうち、「生活関連情報」の一つとして掲載される予定です。

#### 【情報の掲載場所】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

## 2 名古屋市有料老人ホーム重要事項説明書の様式変更について

「名古屋市有料老人ホーム重要事項説明書（E x c e l 様式）」を、NAGOYAかいごネットに掲載いたします。この新様式は、上記「登録様式（E x c e l 様式）」をもとに作成されており、各事業所にてご記入・ご提出いただくと、名古屋市にて上記の情報公表システムに事業所の情報を登録・公表することができるものです。

これに伴い、重要事項説明書は、従来のW o r d 様式から E x c e l 様式に変更となります。

W o r d 様式の重要事項説明書の内容は、そのまま E x c e l 様式へ移行となりますが、内容が追加されている箇所もございますので、ご注意ください。

作成するにあたり、気を付けていただくルールが多くございます。NAGOYAかいごネットに掲載にされた、重要事項説明書の作成マニュアル（記載例）をよくご確認いただき、作成いただきますようよろしくお願いいたします。

### 【新様式掲載場所】

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/>

TOP > 有料老人ホームのページ（届出）> 事業者向け情報（お知らせ  
【重要！！】有料老人ホーム情報公表の方法及び重要事項説明書の様式変更について）

新様式1つで重要事項説明書と情報の公表を兼ねることができるため、これまで情報公表のために提出を依頼しておりました、「有料老人ホーム情報公表一覧」の作成・提出が不要となります。

## 3 新様式での提出依頼について（時期未定）

毎年、名古屋市より有料老人ホームに関する定期的な調査を実施しており、重要事項説明書の提出を依頼させていただいているところですが、今年度の定期調査から、E x c e l 様式での重要事項説明書を提出いただくようお願いさせていただきます。

本通知は、定期的な調査を実施する前に、まず様式が変更になる旨と様式の変更に伴う重要事項説明書作成の方法についてお伝えさせていただくものです。

有料老人ホームに関する定期的な調査依頼は、厚生労働省より通知がありましたら、正式にご案内致しますので、その際は E x c e l 様式の重要事項説明書のご提出をよろしくお願いいたします。

## 4 名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針について

上記変更に伴い、「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」を一部改正いたします。

詳細については、別途通知「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）」をご参照ください。

名古屋市介護保険課施設指定係

電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 2 5 3 9

F A X 0 5 2 - 9 7 2 - 4 1 4 7

メール [a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)